

プレサンス事件に関する付審判決定

- 【文献種別】 決定／大阪高等裁判所
【裁判年月日】 令和6年8月8日
【事件番号】 令和5年（く）第170号
【事件名】 付審判請求棄却決定に対する即時抗告事件
【裁判結果】 原決定取消し（決定②）
【参照法令】 刑事訴訟法266条、刑法195条
【掲載誌】 判例集未掲載
◆ LEX/DB 文献番号 25620732（決定①）、25620733（決定②）

福岡大学教授 新屋達之

事実の概要

不動産売買業を営むAは、他の6名と共謀の上、学校法人の保有する預金から21億円を横領したとする業務上横領罪で起訴された。A以外の者による業務上横領の事実には争いはなく、裁判所も、証拠上認定できると判断した。Aは事実関係を争ったところ、大阪地裁は、Aに横領の故意は認定できないとして無罪を言い渡した（大阪地判2021・10・28LEX/DB25571817。いわゆるプレサンス事件¹⁾）。

プレサンス事件は大阪地検特捜部が手掛けたが、取調べの過程で、検察官である被告人が、Aの部下Eに対して下記決定①などにある暴行陵虐行為をしたとして、Aから特別公務員暴行陵虐による告発がなされた。嫌疑不十分を理由とする検察官の不起訴処分に対し、Aから付審判請求がなされた。

原決定（請求一審）は、取調べの録画媒体（ブルーレイディスク）とその反訳（捜査報告書）を根拠に、決定①のうち12月8日の取調べについて被疑事実の存在を認めた。しかし、(1) 机をたたいた1回は言葉によるものであること、(2) これらの言動は取調べの一部にとどまること、(3) その後の取調べでも被告人が同様の行為をしたとは認められないこと、(4) 取調べ対象者Eが、被告人による取調べの当時、怖いとも精神的につらいとも思わなかった旨供述していること、さらに、「威迫を上回る脅迫について特別公務員暴行陵虐罪の実行行為から除かれた立法経緯、被請求人の身上関

係やこれまでに前科等がないことなども総合すると、本件においては、被請求人を不起訴処分とするのが相当である」として、請求を棄却した（大阪地決2023・3・31LEX/DB25595157）。被疑事実の存在を一定程度認めつつ、それが必ずしも重大でないとか被告人の一身の事情を挙げて請求を棄却している点で、原決定は、本件を起訴猶予相当と判断したものと思われる。

Aの即時抗告に対し、本決定は、原決定で否定された9日の取調べについても暴行陵虐の存在を認め、「8日分、9日分における一連の取調べを併せて特別公務員暴行陵虐罪に該当する嫌疑が認められる」として、原決定取消し・付審判決定をした。決定は、公訴事実にあたる部分（決定①。LEX/DB25620732）と、原決定取消しの理由と補論を述べた部分（決定②。LEX/DB25620733）の2つからなる。

決定の要旨

決定①

《被告人は……令和元年12月8日、〔地番略〕大阪拘置所内取調室において、株式会社D（以下「D」という。）の当時の代表取締役A（以下「A」という。）の下で、マンション用地の仕入れ業務に従事していたE（以下「E」という。）を同事件の被疑者として取り調べた際、Eと被告人の間にある机の天板部分を手で叩いて大きな音を立てた上、Eに対し、「反省しろよ、少しは。」「こんな見え透いた嘘ついて、なおまだ弁解するか。な

んだ、その悪びれもしない顔は。悪いと思ってんのか。」「ふざけるな。」「何でこんな見え透いた嘘をつくんだ。どういう神経してるんですか。」「あなた話んでるんだから。もう起訴ですよ。有罪ですよ、確実に。」「子供だって知ってます、嘘ついたら叱られる、お仕置きを受ける。あんたそんなことも分かってないでしょ。」「お試しで逮捕なんてあり得ないんだよ。俺たちはそんないい加減な仕事はできないんだよ。人の人生狂わせる権力持ってるから。」「検察なめんなよ。」「あなたの人生を預かっているのは私なんだ。これ以上あなたを痛めつけさせないでください。」などと、Eに対し、大声を交えながら激しい口調で、長時間にわたり一方的に叱責、罵倒し、同月9日、同取調室において、Aが同事件に関与したことを否定する趣旨の供述をするEに対し、「端からあなたは社長を騙しにかかっていたってことになるんだけど、そんなことする、普通。」「なんでそんなことしたの。自分の手柄が欲しいあまりですか。そうだとしたら、あなたはDの評判を貶めた大罪人ですよ。」「会社がいろんな営業損害を受けたとか、株価が下がったとかいうことを受けたとしたり、あなたはその損害を賠償できます。10億、20億じゃ済まないですよ。それを背負う覚悟で今、話をしていますか。」などと、Aが同事件に関与していた事実を認めないのであれば、EがAを騙したことになる、Dから巨額の損害賠償を受けることになる旨述べ、もってEに対して陵虐若しくは加虐の行為をしたものである。》

決定②の補論部分

《(1) これまでに付審判請求が認容された事例をみると、本件とは類型を異にするものがほとんどである。その背景には、捜査官による取調べは真実追及の場面であり、厳しく被疑者に迫るのは当然のことであるとの考えが、捜査の一翼を担い、被疑者取調べを担当する検察官に根強く残っており、そのことが、公訴官としてこの種事犯を立件、起訴する場面での意識の低さにつながっていたように思われる。より大きな要因としては、取調べ状況の録音録画が導入される前は、取調べにおける捜査官の言動が、往々にして言った言わないの「水掛け論」になり、非言語的なニュアンスも含め、取調べでのやり取りを正確に把握することがかなり困難であったということも、犯罪の成否に関し、

公判立証に耐え得る程度の嫌疑の存在を認める上でのネックになっていたと考えられる（その意味では、録音録画制度の導入の持つ意味は大きい。）。

(2) かつて大阪地検特捜部における一連の事態を受け、「検察の在り方検討会議」が立ち上げられ、平成23年3月に、「検察の再生に向けて」という提言が取りまとめられた（提言部分は略。）

《このような提言等も踏まえ、法制審議会・新時代の刑事司法制度特別部会が設けられて調査審議が行われ、その結果に基づき、その後の刑事司法制度改革が進められた。その中で、取調べの録音録画の導入が決定され、検察官独自捜査事件については、取調べの全過程が録音録画の対象となったものである（刑訴法301条の2第1項3号、4項）。立案担当者の解説によると、その趣旨は、「被疑者の取調べ等が専ら検察官によって行われるため、被疑者の供述が異なる捜査機関による別個の立場からの多角的な質問等を通じて吟味される機会に欠けることとなり、取調べ等の状況をめぐる争いが生じた場合、裁判所は、その判断に当たり、異なる捜査機関に対する供述状況を踏まえることができず、司法警察員が送致し又は送付した事件と比較して判断資料が制約されることとなる」とされている（法曹時報70巻2号76頁参照）。

今回の事案が、上記のような経緯を経て導入された録音録画下で起きたものであることを考えると、本件は個人の資質や能力にのみ起因するものと捉えるべきではない。あらためて今、検察における捜査・取調べの運用の在り方について、組織として真剣に検討されるべきである。》

判例の解説

一 本件は付審判制度が導入されて以来、23件目の付審判決定例となる。

これまでの付審判決定事例では、被告人のほとんどは警察官（他に、刑務官・裁判官が各1例）で、検察官が被告人とされたのは本件が初である。公訴事実についても、職務質問や対象者の制圧における警察官の（時に発砲を含む）実力行使に関するものが多いのに対し、本件は、被疑者取調べの際の暴行陵虐を理由とする。取調べの際の暴行陵虐で付審判決定がなされたものは本件以前に7件あるが、比較的古い事件が多い。決定②が補論の冒頭で、「本件とは類型を異にするものがほと

んど」と、本件の特異性に言及したのもこの点にある。

付審判制度は、人権蹂躪事件で検察官の不起訴処分公正さが疑われることから、拷問禁止の趣旨を徹底するため、不当な不起訴処分を是正するために導入された、と立法趣旨が語られることが多い。そして、戦前に問題とされた人権蹂躪事件は、その大多数が警察取調べの際の強制・拷問であった。この点では、立法当初は、違法取調べの抑制を期待された制度であったともいえる。本件は検察取調べが問題となっはいるが、ある意味では、付審判制度の原点に立ち戻った事案であるともいえよう。

二 本件は、いわゆる特捜検察事件の捜査過程において発生したものである。本件の補論も詳細に言及しているが、2016年の刑訴法改定により、特捜検察事件では被疑者取調べの録音・録画が求められている（刑訴301条の2第1項3号）。本件では、録音・録画媒体の存在が、付審判決定を導く原動力となった。

公訴の提起には、当該事件につき有罪判決を得られる程度の嫌疑が存在することを要するといわれる。付審判事件でも、これに匹敵する（時にそれを上回るとさえ思われる）程度の嫌疑の存在が付審判決定に至る分水嶺となっているかの如くである。これまでの付審判決定事例をみると、第三者証言などの客観的な証拠の存在が、大きな意味を持ってきた²⁾。

本件は取調べという密室での暴行陵虐事件であり、決定②も言及するとおり、客観的な証拠を求めることが通常はきわめて難しい。現行の取調べ録音・録画制度には問題も少なくないと考えが³⁾、それでも、客観的証拠を残したことの意味は大きく、付審判決定にも大きく寄与したと考えられる。

三 このように、録音・録画の存在が本決定では重要な役割を果たしているが、翻って考えると、被告人も含め検察官である以上、録音・録画制度の存在とそれが現実に実施されている事実は当然に知悉している。にもかかわらず、決定①にあるような取調べがなされていたという事実は、取調べの際に激高したという面が仮にあるとしても、このような取調べでも自白の任意性に影響しない

（さらに、職務犯罪を構成しない）という感覚が捜査官（ここでは検察官）に存在していたことをも疑わせる。

かつて仁保事件では、自白の任意性立証のために提出された取調べ録音テープがかえって自白強要の事実を推認させるものとなったが、それは同時に、任意性に関する捜査官や裁判官の見方を示す素材だとされた⁴⁾。同様のことが、本件でもいえそうである。さらに、取調べの違法が問題とされた事実は、最近の検察捜査に限っても、元弁護士にかかる犯人隠匿教唆事件（2018年）、元法相にかかる選挙違反事件（2019年）など、本件以外にも少なくない。

決定②が、「本件は個人の資質や能力にのみ起因するものと捉えるべきではない。あらためて今、検察における捜査・取調べの運用の在り方について、組織として真剣に検討されるべきである。」と結んでいるのも、取調べ（さらに、自白の任意性）に対する捜査官一般の姿勢が再考されるべきことを示唆している。

四 本件の意義は、特に「補論」で示された検察取調べの問題が顕著であるが、付審判請求の審理のあり方についても、参考とすべき点がある。

第1に、「原決定は、嫌疑不十分を理由に検察官が行った不起訴処分は結論において正当であるなどと説示しているが、9日の取調べの陵虐行為該当性の判断に関してではあるが、客観的・外形的にみて、精神的又は身体的に苦痛を与える行為である陵虐行為に当たらないとした検察官の判断が不合理であるとはいえないなどと説示していることも併せれば、不起訴処分をした検察官に広い訴追裁量があることを前提に、いわば事後審的に検察官のした不起訴処分の当否を判断しているようにも見受けられる。」「しかしながら、付審判請求の制度趣旨、目的等に照らせば、付審判請求を受けた裁判所は、審判に付すか否かを独自の立場で決することができるというべきであり、事後審的な立場で検察官の不起訴処分の当否を判断することは相当ではない。」とする判示である。

付審判請求審の構造・審理方式について、裁判実務上は、請求審は「いまだ公訴の提起されない段階において、被疑事実の存否ならびに起訴の要否につき、検察官の捜査結果と、必要に応じてみずから調査した資料を用いて真実の発見に努め、

事件を審判に付すべきや否やを独自の見地から考察するものである点において、捜査に類似する性格をも有する」(最決 1972・11・16 刑集 26 巻 9 号 515 頁)、「捜査に類似する性格をも有する公訴提起前における職権手続であり……このような手続の基本的性格・構造に反しないかぎり、裁判所の適切な裁量により、必要とする審理方式を採りうる」(最決 1974・3・13 刑集 28 巻 2 号 1 頁) など、捜査類似の職権手続であると解してきたようである。

これらの最高裁判例を前提としても、付審判請求審の審理は、捜査手続の検証にとどまるものでなく、裁判所独自の証拠収集を予定した手続であることは、前記 2 判例からも明らかといえる。原決定が、本決定のいうように「いわば事後審的に検察官のした不起訴処分の当否を判断」したのかは詳らかでない。とはいえ、請求審における裁判所の職権探知機能の重要性を再認識させる判断といえる。

なお、裁判所の職権探知機能が重要だといっても、請求人側の主張や証拠提出といった活動の持つ意味を軽視すべきでない。現行法の成立当時であればいざ知らず、現在の裁判所・裁判官は、逆に、職権探知主義的な手続運用には慣れていない。付審判請求の場面に限って職権探知機能を強調してみても、かえって機能不全に陥るであろう。むしろ、請求人側の主張・証拠提出なしに適切な審理をなしうるかも問題であり、これを進めれば、請求人関与こそが望ましいこととなる。請求審の審理のあり方も、そろそろ見直されるべきであろう。

五 第 2 に、原決定が起訴猶予相当との判断から請求を棄却したと考えられるのに対し、本決定が起訴相当と判断した点も、付審判制度の趣旨や公訴提起に関する裁判所の関与のあり方を考える上では無視できない。

伝統的には、職権濫用事件では起訴猶予率が高く被害者保護に充分でないことから付審判制度が導入されたと理解されてきた⁵⁾。それも誤りとはいえないが、職権濫用事件の多くは、嫌疑なし・嫌疑不十分、罪とならずという裁定(本来の不起訴処分)で不起訴となっている。

このことから、付審判制度の趣旨は、起訴猶予のコントロールというより本来の不起訴処分の是正にあるとする見解が現われている。この見地

からすれば、請求審裁判所は、それまでの捜査結果に加えさらに必要な証拠収集を行い、告訴・告発事実の存否に審理の中心をおくべきだとされる⁶⁾。

この立場に立つても、請求審裁判所が起訴猶予相当と判断することが許されないとまではいえないであろう。起訴猶予裁量も量刑における情状判断と類似する面がある上、訴追裁量にも司法審査を及ぼしうることは、現在の通説といてよいためである。ただ、本来の不起訴処分に対する審査が主眼であることや、公判中心主義、とりわけ、人権蹂躪という性格を持つ職権濫用事件の性格からすれば、告訴・告発事実が認められる以上は、原則として公判に移行させるべきこととなる。

原決定や本決定が以上のような点をいかに考えているかは、決定文上は定かでない。とはいえ、本決定には、事件の性質上、公判での真相解明を優先させるべきとの感覚があったのかもしれない。

六 本決定は、通常のいわゆる判例のように、特定の法律問題に対する具体的な解釈論を示した点は、少ない。とはいえ、検察取調べのあり方(さらにいえば、日本の取調べ中心主義自体)、付審判制度の運用のあり方など、通常の法解釈を超えた次元で問題を投げかける決定であるといえよう。

●—注

- 1) プレサンス事件については、西愛礼「プレサンス元社長冤罪事件」冤罪白書 2023Vol.5 参照。
- 2) 拙稿「付審判事件の現状と問題点」村井敏邦ほか編『検証付審判事件』(日本評論社、1994 年)。
- 3) 例えば、川崎英明ほか編『2016 年改正刑事訴訟法・通信傍受法 条文解析』(日本評論社、2017 年) 123 頁以下〔瀧野貴生〕参照。
- 4) 「自白過程の研究」『青木英五郎著作集第 2 巻』(田畑書店、1986 年) 所収。
- 5) 団藤重光『刑法の近代的展開』(弘文堂書房、1948 年) 117 頁。
- 6) 三井誠『刑事手続法Ⅱ』(有斐閣、2003 年) 60 頁、72 頁。